

中国無効審判請求代行サービス

中国における特許/実用新案の無効審判請求を代行するサービスです。
知財コーポレーションの業務提携先の中国特許事務所を通じて手続きを行います。

- 業務提携先の事務所は無効審判の豊富な実務経験を蓄えており、強みを持つサービスとして、中国国内外の多くの顧客の支持を得ています。
- 中国出願で取引をしている中国特許事務所とは異なる事務所を通じて無効審判請求を行いたいものの、新しい事務所の利用に不安がある場合、知財コーポレーションを通じてやりとりをすることで、スムーズに手続きを進めることが可能です。
(請求人として自社名を出さずに手続きを行いたいケースにも対応いたします)
- 必要書類の翻訳を知財コーポレーションが担当することで、特許事務所での翻訳を行うケースと比べて翻訳料金を抑えることができます。

無効審判請求の作業内容

1. 無効対象特許/実用新案の出願書類および引用文献の検討
2. 無効審判請求書の作成・提出
3. (特許権者/実用新案権者から反論および証拠があった場合) 反論理由の検討
および更なる意見書の作成・提出
4. 口頭審理への参加

1.での検討の結果、無効化成功の可能性が小さいと判断される場合、
以下のいずれかを選択いただけます。

- ☒ 追加の補強証拠を集めて審判請求を続行
- ☒ 審判請求取り下げ（1.の検討作業の分のみ費用請求）



費用目安など詳細については、お気軽にお問い合わせください。

お問合せ

株式会社知財コーポレーション

営業本部

Tel : 03-5909-1182 Email: inquiry@chizai.jp

<http://www.chizai.jp>